(8)　基本構想等

移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、令和十二年度までに、約三百五十とする。また、基本構想の作成市町村数について、令和十二年度までに、約四百五十とする。

また、基本構想等を作成した市町村のうち、当事者参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる市町村（直近五年以内に法第二十四条の四又は第二十六条に規定する協議会等を活用して、基本構想等の事後評価又は見直し等（既存の基本構想等と別の地区における基本構想等の作成、基本構想作成後の移動等円滑化促進方針の作成、移動等円滑化促進方針作成後の基本構想の作成を含む。）を実施している市町村）の割合について、令和十二年度までに、約六十パーセントとする。

(9)　移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する。また、「障害の社会モデル」の理解度について、令和十二年度までに、約六十パーセントとする。さらに、障害のある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合について、令和十二年度までに、原則として約百パーセントとする。

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

［略］

1　施設及び車両等の整備

［略］

イ　［略］

ロ　便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は高齢者障害者等用にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、高齢者障害者等用の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ～ヘ　［略］

2～6　［略］

三　移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

［略］

1　移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1)　［略］

(2)　移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

［略］

①～④　［略］

⑤　関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号

(8)　基本構想等

移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、令和七年度までに、約三百五十とする。また、基本構想の作成市町村数について、令和七年度までに、約四百五十とする。

(9)　移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する。また、「心のバリアフリー」という用語の認知度について、令和七年度までに、約五十パーセントとする。さらに、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合について、令和七年度までに、原則として約百パーセントとする。

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

［略］

1　施設及び車両等の整備

［略］

イ　［略］

ロ　便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、障害者対応型の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ～ヘ　［略］

2～6　［略］

三　移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

［略］

1　移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1)　［略］

(2)　移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

［略］

①～④　［略］

⑤　関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号